

## ～ 出生にともなう手続きについて ～

出生届を提出された方については、次の手続きが必要になる場合がありますので、ご自身で該当するものを確認の上、担当窓口にて手続き・お問い合わせ等してください。必要な手続きを行いませんと、手当や医療費助成等が受給できない場合がありますのでご注意ください。

なお、手続きによっては、ご本人確認が必要な場合があります。

受付時間 平日 8:30～17:00（木曜日のみ 20:00 まで。ただし、 印の窓口を除きます。）

項目	担当窓口	備考
母子手帳の証明	1階 番 市民課	該当欄に証明いたしますので、母子手帳をお持ちください。
住民票の異動	1階 番 市民課	生まれたお子さんについての手続きは必要ありません。
青梅市国民健康保険に加入している方	1階 番 保険年金課	直接支払制度を利用されなかった方、分娩費用が出産育児一時金（42万円）を下回った方は申請が必要です。 合意文書・明細書・保険証・認印・世帯主の振込先口座がわかるもの をお持ちの上申請してください。
社会保険等に加入している方	詳しくはご加入中の健康保険組合等にご確認ください。	
子ども手当等の手当を受ける方	1階 番 子育て推進課	申請手続きが必要です。必要な書類をお持ちでなくても仮申請ができます。
乳幼児医療費助成等の医療費助成を受ける方		申請手続きが必要です。必要な書類をお持ちでなくても仮申請ができます。
保育園・学童保育所をご利用の方		世帯員変更届の提出や、今後の通園継続の手続き等が必要です。
市営住宅にお住まいの方	5階 505番 住宅課	世帯員変更の手続きが必要です。
予防接種	健康センター 健康課	該当年齢に達したときに、市から個人あてに通知します。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
赤ちゃんや幼児の健康診査		該当年齢に達したときに、市から個人あてに通知します。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
養育医療の給付を受ける方		申請が必要です。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

### 青梅市の主な子育て支援事業

**こんにちは赤ちゃん事業** 民生・児童委員が各ご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供を行うとともに、赤ちゃんに読み聞かせをするための絵本を提供します。

**市民センター子育て支援事業** 各市民センターにて、スタッフを配置し、乳幼児と子育て中の保護者の交流の場および子どもの遊び場の提供を行っています。日程などの詳細は「広報おうめ」毎月1日号や市のホームページをご覧ください。

**各種子育て支援施設** 子育て支援センター「はぐはぐ」、永山ふれあいセンター「キッズぱ～く」、子どもと家庭に関する総合相談施設として子ども家庭支援センターなどがあります。

**「おうめ子育てねっと」** 子育て中のお母さん・お父さんを中心とした市民のみなさんに市内や近隣市町村の子育て情報をわかりやすく、かつ楽しくお伝えできるよう開設したホームページです。 <ホームページアドレス...<http://ome-kosodate.net/>>

その他にも子育て支援事業を実施しています。詳しくは子ども家庭支援課まで